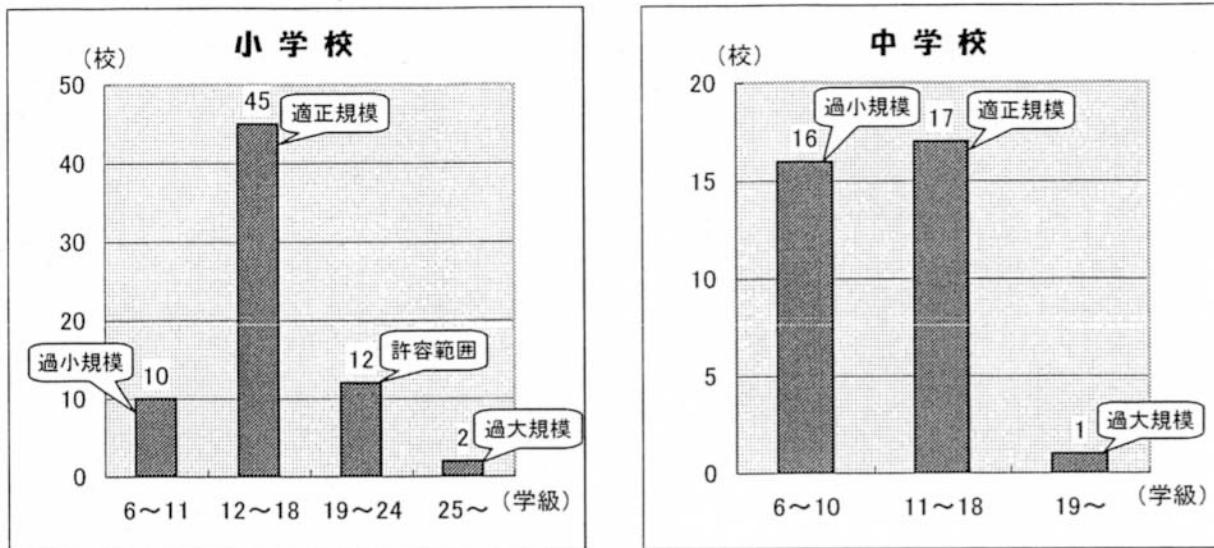


## (2) 学級規模の状況

適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」とすると、平成 16 年度における小・中学校の学級規模の状況は以下のとおりです。



## (3) 過小規模校と過大規模校の主な課題

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級（1 学年あたり 1 学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方に対する機会が少なくなります。また、中学校は教科担任制ですが、過小規模校の場合、教員が少ないために、多様な選択教科のコース、部活動等が制限され、生徒のニーズや興味・関心に十分こたえられない傾向があります。

過大規模校では、教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教室数の不足により仮設校舎での学習を余儀なくされる場合や、少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合があります。

## 4. 適正配置

学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めます。

なお、原則として小規模化の著しい学校から適正配置を進めます。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努めます。

※ 早急な対応が必要な過大規模校 3 校（開進第一小、大泉東小、関町北小）については、緊急対応として、平成 16 年度に通学区域の変更を行いました。平成 17 年度から、新しい通学区域を適用します。